

表記法から見た万葉集巻十四の成立について

福田, 良輔

<https://doi.org/10.15017/2332823>

出版情報 : 文學研究. 61, pp.3-20, 1963-03-20. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

表記法から見た万葉集卷十四の成立について

福田良輔

奈良時代の古代日本語が、現在の本州東部方言と本州西部方言との境界地帯で、ほぼ東西に大きく分かれ、二大方言区画を形成していたことは、周知の通りである。すなわち、現在、本州東部方言に属する遠江・信濃以東の国々が、奈良時代の東国方言区画に属する国々である、したがって、奈良時代の東国方言の資料は、万葉集に集録された東歌及び防人歌のほかに、養老末年頃までには成立していたと推定されている常陸国風土記に大かた尽くされている。

万葉集卷十四の東歌は、卷二十の防人歌に比べて、音韻においては、大和地方を中心とする中央語と一致する事例が甚だ多い。それは、卷十四の東歌の蒐集事情と現在の表記字面に到達するまでの編纂過程とによるものと思われる。蒐集事情にはいくつか考えられるが、それはともかくとして、東人によって集められたものではなく、おそらく大和地方の官僚歌人乃至宮廷関係で集められたものであろうが、特定の個人に推定できるような根拠はない。ところで、現在のような表記字面が最初の集録者の表記字面をそのまま伝えているものかどうかについては、これまで多くの人が疑っている。沢瀉久孝氏は、

3530 左平思鹿能布須也久草無良良見要受等母見呂我可奈門欲由
可久之要思母

は、かりに想像するならば、

左牡鹿乃伏也草村雖不見見呂之金門。従往久之吉袋などと書かれてゐるものを後に一字一字音の書式に書き改めた事を示すものであると考へられないであらうか。

とお述べておられる。その理由として、「見」「兎」は正訓であり、「鹿」「門」は所謂借訓でありながら、語の内容と一致し、「草」も略音であって語の内容と一致していることを指摘されている。「思鹿」「久草」の表記は、音訓いずれを用いるにしても、語音を構成する一つの音を表記すると共に、語義を示唆し連想させる効果があることは、お説の通りである。このような表音・表意を兼ねた用字法を、かりに意義連想の音仮名・訓仮名と名づけることにする。卷十四におけるこのような事例を次に掲げ、更にこれらの事例と比較するために、卷十四以外の巻における事例を掲げよう。

A、音 仮名

河泊——相模 3366、武蔵 3373、信濃 340、上野 3413、下野 3425、雑歌 3440

3446、相聞 3505 3544 3545

可波——上野 3405、相聞 3414 3497 3546

古馬——下総 3387、雜歌 3539 3542

波由馬——雜歌 3439

宇馬——雜歌 3439 3537 (古宇馬) 3538

久草——相聞 3530

物能——遠江 3429、上野 3434、雜歌 3443、相聞 3511、防人歌 3568

楊奈疑——相聞 3491

楊奈疑——相聞 3492

可伎都楊疑——相聞 3455

B、訓 仮 名

水乎都久思——遠江 3429

水久君野 (地名)——相聞 3525

水都——相聞 3528 (水都等利) 3554

水奈刀——相聞 3553

思鹿——相聞 3530

C、音 訓 仮 名

楊木——相聞 3546 (安平楊木)

千等世——相聞 3474

注 他に借訓仮名の左の一例がある。

安可見夜麻 (地名)——相聞 3479

以上の事例中、卷十四のみ見えるものは、(A)古馬・波由馬・宇馬・久草、(B)(C)の事例全部である。したがって、(A)のうち、河泊・可波・物能・楊奈(奈)疑等は、卷十四以外にも次のように見えている。

河泊——卷十五・作者不明 3618

可波——卷五・大伴旅人 854 855 858、卷十五・作者不明 3618、卷十

七・大伴家持 3957、卷十八・大伴家持表記 (田辺福麻

呂の伝誦歌を家持が採録した) 4062、卷二十・大伴家

持 4309 4360 4462

物能——卷五・山上憶良 802 804 892、卷十七・大伴家持 3957 3958 3959 3963

卷十八・大伴家持 4094 4106 4119、大伴池主 4128

楊奈疑——第十七・大伴書持 (家持?) 3903、卷十八・田辺福

麻呂 4071

楊奈宜(参照)——卷五・大伴旅人? 840

楊疑——卷十五・作者不明 3603 (安乎楊疑)

ただ、大伴旅人・家持父子に限って用いている

河波——卷五・大伴旅人 859 861、卷十九 4147 4190

の事例が、卷十四には見えない。しかし、これらの「河波」の「河」は伝本によっては、いずれも「可」とあるが、「河」が原形ではあるまいか。

以上は、「河波」を除いて、卷十四に見える意義連想の音仮名表記の事例中、他の巻にも見える同一表記字面の事例であるが、大伴家持の歌に最も多く見られ、父の大伴旅人、弟の書持、同族で下僚の大伴池主、下僚の田辺福麻呂のように家持の近親者乃至周囲の人や、家持が私淑し、家持の作品に大きな影響を与えている山上憶良の作品に見られることは、次のような事例が見える歌の作者と考へ合わせると、一つの重要な示唆が与えられる。

加波——卷十七・大伴家持 4000 4011、田辺福麻呂 4003、卷十八・大伴家持表記? 4061

宇梅——卷五・土師氏御通 843、大伴旅人 851、卷十七・大伴書持(家持?) 3904 3906、卷二十・中臣清麻呂 449、市原王 4500

鳥梅——卷五・梅花歌 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 835 836 838 839 840 841 842 844 845 846、大伴旅人 849 852、卷十七・

大伴書持(家持?) 3901 3902 3903、卷十八・大伴家持 4134、

卷二十・大原真人今城 4496、甘南備伊香真人 4502

「梅花歌三十二首并序」は、その序の作者が旅人であると同じく、梅花歌三十二首の筆録者も旅人と見ることができよう。増田正氏は、「梅花歌三十二首」中に使用された音仮名の字母からも筆録者が旅人と推定されることを述べられた。したがって、「鳥梅」は、「梅花歌」中の土師氏御通の歌に見られる「宇梅」と共に旅人の表記と見ることができよう。大原真人今城が家持と近い血縁関係にあることは、筆者が三十年ほど前に考察したことがある。⁽³⁾中臣清麻呂・市原王の「宇梅」、大原真人今城・甘南備伊香真人の「鳥梅」の見られる歌は、いずれも中臣清麻呂宅で催された宴席の歌十五首中の歌であって、前記の四人のほかにか家持が加わり、五人の宴歌が見えている。

したがって、(A)意義連想の音仮名の表記法は、旅人・憶良、殊に旅人の技巧的表記法と見られ、男家持がこの表記技巧を大いに用い、家持周囲の親しい人々が、家持の表記字面を採り入れたと見ることができよう。臆測が許されるなら、家持の同族で下僚の大伴池主や田辺福麻呂は、上長の家持へ贈る歌には、家持が用いた語と同語を用いるばあい、家持の表記字面と同じ表記字面で表記したものである。殊に答歌のばあいは、そうであったようである。家持が「加波」を用いた贈歌(四〇〇〇)に対する福麻呂の答歌(四〇〇三)には同じ「加波」が用いられている。「加波」は、この福麻呂のほかにか三例あるが、すべて家持の歌である。

卷 十四 (その一)

D				C	B	A		
3416上野	3542聞	3516聞	3371相模	3360伊豆	3546聞	3530聞	3414上野	3439雑
3433相模	3566聞	多奈婢久君毛乎	美佐可加思古美	美太礼志米梅楊	安乎楊木	思鹿	萬代	3538聞
3438雑	己許呂					3525聞	3429遠江	宇馬
3471聞	己許呂					水久君野	3434上野	3537聞
3475聞	3517聞				3470聞		3443雑	古宇馬
3515聞	3526聞	3520聞	3576譬		千等世		3511聞	
3516聞	許己呂	多奈婢久君母乎	安是可加奈思家			3528聞	3568防人	3387下総
都追						水都等利	物能	3539聞
3492聞	3382上総						3442雑	3542聞
3543聞	佐左葉	3373武蔵	3444雑			3554聞	夜杵里	古馬
都追美		乎加能久君美良				水都	3491聞	3439雑
3486聞	3531聞	己許太					楊奈疑	波由馬
母許呂乎乃許登等思伊波婆	思之奈須於母赦流	3431相模					3492聞	3366相模
		許己波					楊奈疑	3373武蔵
	3487聞	3517聞	3510聞				3455聞	3400信濃
	可久須酒會	許己婆	美蘇良由久君母爾毛我母				可伎都楊疑	3413上野
	3538聞	和波己許爾思天						3425下野
3352信濃	3564聞		3511聞					3440雑
保登等芸須	安騰須酒香		多奈婢久君母能					3446雑
3436上野	3506聞	3365相模						3505聞
宇良賀礼那奈	3565聞	3367相模						3544聞
	波太須酒伎	3463聞						3545聞
3487聞		3466聞						河泊
宿莫奈那里	3360伊豆	3482聞						3530聞
	3360或本歌	3496聞						久草
		3507聞						3505聞
		3536聞						孤悲
		3538聞						3356駿河
								不盡

卷 十四 (その二)

E	D
<p>那能乎能 3537聞 3537或本歌 波都波都爾 3448雜 与母賀母</p> <p>3428陸奧 3534聞 3571防人 都都 3571防人 於保保思久 3522聞 伎曾許曾波 3552聞 麻比等其等 3378武蔵 比可婆奴流奴流 3487聞 於久乎可奴加奴 3448雜 牟可都乎乃乎</p>	<p>3501聞 比可婆奴流奴留 3510聞 美蘇良由久君母爾毛我母 3453雜 可是乃等能登抱吉</p> <p>3467聞 等杼登之氏 3473聞 乎能登乃等抱可騰母 3369相模 或本歌 奈保那保爾 3456聞 安乎許登素須那 3497聞 左宿左麻氏 3377武蔵 麻爾末爾 3576警 麻爾末仁</p> <p>3497聞 安也爾阿夜爾 3487聞 於久乎可奴加奴 3458聞 伊久豆君麻氏爾 3506聞 己能許呂 3452雜 布流久左爾仁比久佐 3430駿河 与志奈之爾</p> <p>能 3379武蔵 安杼可母伊波武牟射志野乃 3372相模 於毛波流留 3535聞 於能我乎遠 3500聞 爾乎遠敵奈久爾</p> <p>末能手兒奈 3384下総 麻末乃氏胡奈 3385下総 麻萬能手兒奈 3385下総 麻末乃於須比 3387下総 麻末乃都芸波思 3493聞 或本歌 伎美乎思麻多武牟可都乎</p> <p>波太布礼思 3452雜 布流久左爾仁比久佐 3438雜 等能乃奈可知師 3359駿河 3393常陸 波播 3519聞 3529聞 波伴 3572警 布敷麻留 3369相模 麻萬能古須氣 3384下総 麻</p> <p>爾思 3514聞 伎美爾都吉奈那 3544聞 勢奈那登布多理 3557聞 和須礼婆勢奈那 3575警 可保我波奈莫佐吉伊低曾 3537聞 或本歌 波都波都爾仁必</p>

卷 十五

E	D	A
3723	3627 我伊波那伴伐	里 3605
許許呂	3677 之留思	3618 河泊
3682		3696 加反流
3685	3759 3645 都追	3770 可反里
3691	之流思	3608 3652 孤悲
3743	和伎毛故波伴也母許奴可	3641 胡悲
3747	3772 保等保登之爾吉	3620 故悲思氣美
3752		3678 草乎思香
3762		3603 安平楊疑
3768 都都	3697 毛母布禰	3779 夜度
3688	3760 安礼杼毛母能毛波受	3693 夜杼
3691 波波	3783 保登等伎須	
3777 須流須敞	3784 保登等伎須	
	3785 多都追奇其等爾	
	3781 毛等奈那難吉會	
	3583 伊毛	
	3726 3684 許已波	
	3729 許已波	
	3737 許已波	
	3738 3695 已許爾	
	3754 3757 許已爾	
	3780 3781 許已爾	
	3782 3627 已許呂	
	3627 3639 3757 3764 3775 3784 3785	
	3783 3784 3785 許已呂	
	3784 3582 都追牟	
	3785 3683 多都追奇其等爾	
	3718 伊毛母安良奈久爾	
	3627 3627 3627 3669 3691 3725	

卷 十七

D	B	A
3951 泰八島	4019 家持	3931 平群 氏女郎
3976 家持	許己太	3935 平群 氏女郎
追都	久母	3936 平群 氏女郎
3978 家持	3991 家持	3957 家持
宇都	許己婆	3969 家持
追	3940 平群 氏女郎	3977 家持
3985 家持	3969 家持	3978 家持
伊麻	3972 家持	3980 家持
乃平	3978 家持	3987 家持
都豆	3979 家持	3993 家持
爾	3981 家持	4006 家持
3909 家持	3991 家持	4008 池主
3911 家持	3993 池主	4011 家持
3912 家持	4006 家持	4015 家持
3913 家持	許己呂	4019 家持
3914 馬長	3973 池主	孤悲
3916 家持	4003 池主	3901 書持
3917 家持	己許呂	芳流
3946 池主	3933 平群 氏女郎	3901 書持
3983 家持	3936 平群 氏女郎	芳奈
3988 家持	3940 平群 氏女郎	3957 家持
3993 家持	3942 平群 氏女郎	3958 家持
保登等芸須 (湏)	3962 家持	3959 家持
	3969 家持	3963 家持
	3978 家持	3991 家持
	3978 家持	物能
	3978 家持	3903 書持
3918 家持	3978 家持	楊奈疑
3996 内藏	3982 家持	
繩麻呂	3990 家持	3906 書持
4006 家持	3992 家持	敷里
4008 池主	3993 家持	3960 家持
保等登芸須 (湏)	4006 家持	敷流
	4006 家持	3925 諸葛井会
	4008 池主	敷礼流
	4011 家持	
	4011 家持	
	4011 家持	
	4030 家持	
	都	
	追	
	3950 家持	
	念意緒	
		3904 書持
		3906 書持
		宇梅
		3901 書持
		3902 書持
		3903 書持
		鳥梅
		3985 家持
		3993 家持
		4021 家持
		4022 家持
		河泊
		3908 境部
		老麻呂
		3991 家持
		4006 家持
		4023 家持
		4028 家持
		伊多家苦
		3962 家持
		加苦思底也
		3962 家持
		情左夫之苦
		伝誦池主
		苦流之美
		3929 坂上郎女

卷 十八

E	D	B	A
<p>4116家持 都都 4102家持 4103家持 都々美 4130池主 応婢都都気奈我良 4116家持 花咲爾々布夫爾</p>	<p>4070家持 比登母等 4119家持 保等登伎須 4138家持 都追牟 4094家持 乎追通 4085家持 等登米牟 4135家持 許登等流 4094家持 毛能乃布能 4098家持 毛能乃敷能 4100家持 物能乃布能 4119家持 許恵伎吉氏 4040田辺福麻呂 毛母之綺</p>	<p>4111家持 香久乃菓子 4120家持 香具波之 4036田辺福麻呂 福許己太久爾 4070家持 4076家持 4089家持 4095家持 4104家持 4106家持 4113家持 4115家持 4122家持 4123家持 4125家持 許己呂 4094家持 4125家持 許己乎之母 4038田辺福麻呂 4047遊行女婦土師田 4060栗王 4061伝誦福麻呂 4072家持 4079家持 4101家持 4111家持 4111家持 4125家持 4137家持 都追 4100家持 追通 4101家持 都追美</p>	<p>4041田辺福麻呂 宇梅 4134家持 烏梅 4125家持 4127家持 河波 4033田辺福麻呂 4083家持 孤悲 4075家持 安夜思苦毛 4036田辺福麻呂 吉民 4094家持 4094家持 4100家持 4106家持 4119家持 4128池主 物能 4071家持 楊奈疑 4079家持 敷里</p>

卷 十九

E	D	B	A
4192家持 立久久等 4207家持 4220家持 4228 久米広綱 後伝読 4286家持 都都	都萬麻 4209家持 4210家持 保登等芸須 4254家持 等登能倍賜 4254家持 日月等登聞仁 4164家持 波播蘇葉乃 4204家持 保宝我之婆 4205家持 保宝我之波 4283 茨田王 布敷壳流 4159家持	4154家持 4189家持 許己呂 4291家持 伊佐左村竹 4206家持 之末時 4164家持 知智乃夷乃 4144家持 4150家持 4154家持 4155家持 4166家持 4169家持 4171家持 4174家持 4177家持 4187家持 4188家持 4189家持 4190家持 4192家持 4194家持 4196家持 4208家持 4254家持 都追	4214家持 庭多豆水 4261家持 水奴麻 4214家持 厭家久都良家苦 4147家持 4190家持 河波

卷 二十

注 A …… 意義連想の音仮名 B …… 意義連想の訓仮名
 D …… 変字法 E …… 同字法 C …… 意義連想の音・訓仮名

E			D		A
能倍豆	麻波受	4360家持	芸須	4474家持	4497中臣 清磨
4331家持	4514家持	佐和伎々保比豆	4509家持	左夜加爾伎吉都	4500市原 王
4398家持	都都牟許等奈久	4410家持	売之思野辺爾波	4307家持	宇梅
波波	置長始谷持	美蘇良由久々母母	昔年防人	4436	4496大原 今城
4408家持	4302置長始谷持	4507大原 今城	伎麻左牟等登比之	4478大原 桜井	4502甘南備 伊香
波波蘇婆能波波能美許等	4302置長始谷持	多多志志伎美	元正天皇	4482伝読 大原今城	4502甘南備 伊香
4301安宿王	4331家持	4455降妙觀	奈保毛奈賀那牟	4483家持	鳥梅
安可良我之波波等伎波安礼騰	4360家持	4448家持	4437	許己呂	4310家持
波良良爾	4398家持	4462家持	母能乃布能	4465家持	4456馬史 國人
	4452安宿王	4464家持	4435家持	4466家持	河波
	4472安宿呂	4465家持	布敷壳里之	4500市原 王	4516家持 敷流
	4491石川 女郎	4468家持		己許呂	
	都々	4475大原 今城		4314家持	
	4408家持	知知能未乃		4408家持	
	登登	4488家持		都追	
		4491家持		4305家持	
		都都		4438降妙觀	
				4463家持	
				4464家持	
				保等登芸須	
				4437元正 天皇	
				富等登	

以上述べたことから次のようなことが云えるのではあるまいか。意義連想の音仮名法は、個人では家持においてその頂点に達し、万葉集の巻々では巻十四において頂点に達している。しかも、家持の父旅人及び私淑する憶良に源を發した意義連想の音仮名法は、その殆どが家持を中心としてその周辺の同族や下僚や交友の作品に見られ、巻五・十四を除いては、事例数は巻十七に最も多く、巻十八・二十・十五・十九の順序に現われている。しかしながら、巻十四に見える事例数は、巻十五以降の五巻（巻十六には事例がない）に見える総事例数に殆ど匹敵するばかりでなく、相違する表記字面の数においてもほぼ匹敵するようである。巻五には河波・可波・加波・物能・烏梅・宇梅・牟梅・于梅・楊奈宜・多都能馬の意義連想の音仮名があるが、巻十四に見えないものは、河波・烏（宇・牟・于）梅の二例であり、それも、「ウメ」は巻十四に語がないために見えないのであるから、河波一例ということになる。しかして、巻十四に見える河泊・孤悲・久草などのような高度の意義連想の音仮名は全く見られない。したがって、意義連想の音仮名の事例数において、またその高度の技巧においても、巻五に比して巻十四の方が一段と勝れているのである。意義連想の訓仮名と音訓仮名は巻五と巻十五とは全く見られない。意義連想の音訓仮名と訓仮名の事例は巻十四・十七・十八・十九の四巻に合わせて十一事例が見えている。しかし、音訓仮名は巻十四の「安乎楊木」「千等世」の二例だけで、巻十七・十八・十九にも事例がない。巻十九に「庭多豆水」「水奴麻」の二例があるが、訓仮名の事例に入れるべきものであろう。したがって、右の四巻には、音訓仮名はないのである。そして、意義

連想の音仮名でも、大伴家持がその事例数と表現技術において勝っていたように、意義連想の訓仮名においても、やはり家持が第一人者である。しかして、万葉集の各巻では、といっても仮名で表記されている巻五・十四・十五・十七・十八・十九・二十の七巻であるが、巻十四において、音仮名と同じく訓仮名も、事例数と表記上の表現技巧は、その頂点に達している。ここでふり返って考えたいことは、右の仮名書の七巻において、巻五では意義連想の音仮名だけが見られ、巻十五・十七・十八・十九・二十の五巻では、巻二十には意義連想の訓仮名の事例はなく、巻十七・十八を頂点として意義連想の音仮名と訓仮名との事例が多く見られる。その中心は大伴家持にあるが、巻十四における意義連想の音仮名・訓仮名・音訓仮名の事例数や表現技術は、巻五以下の他の仮名書の六巻を合わせた事例数に殆ど匹敵するばかりでなくその表現技術には優るものがあることは、何を意味するかということである。そこで、沢瀉久孝氏がお述べになった前記の巻十四の成立に關するお説について再考したい。

中央語系古代語と当時の東国方言である東歌とは方言的差異が著しかったことは、すでに述べたところである。したがって、沢瀉氏が仮説としてお示しになったような「左牡鹿乃伏也草村雖不見見兎呂之金門從往久之吉裳」などのようにはじめ表記されていたとしたら、東歌に現われているような東国方言の方言的要素は、当時の東国地方の国々の方言に精通している者でない限り、たとい巻二十の防人歌に比して東歌の方は都人士により中央語化されているとはいっても、東歌に現われているような程度の方言的要素にまで確実に方言化することは不可能であろう。遠藤嘉基

氏は、東歌の原歌形式を次のように推定されている。即ち、

1 一字一音式によったもの。

2 卷十一・十二の書式を主として、それに助詞・助動詞・動詞などの特殊性のあるものには注意深く仮名書にしたもの。

の両形式が併存していたと推定されている。沢瀉久孝氏のお説を否定しないとすれば、両形式の併存ということは、東歌に現われている方言的要素の表記には、絶対的で且つ最少限度の条件である。というのは、卷二十の防人歌において、漢字の訓を用いて表記されているものに、

遠江 — 書 4327、父・母 4326、相模 — 日 4330、駿河 — 父母 4337、

白玉 4340、父 4341、道 4341、長道 4341、見之 4345、常陸 — 為 4372、津 4365

がある。各国の防人歌は、それぞれの国の防人部領使が記したもので、表記者が異なっているが、中央語系と異なるばあいは、基礎語でも音仮名で表記されている。例えば、奈良時代の中央語では衰滅していたと思われる母の古語「オモ」「アモ」、父の方言音「シシ」は、音仮名で表記されている。

下総国結城郡 — 於母 4386 (参照、知知波波 4393) 下野国栗

川郡 — 阿母志志 4376、阿母刀自 4377 都賀郡 — 阿母志志 4378

塩川郡 — 阿母 4383 信濃国小泉郡 — 意母 4401 埴科郡 —

意毛知知 4402

つまり、東歌の直接の採録者が表記したもののには、字音仮名のみに表記されたもののほかに、防人歌で最も字訓を用いている。

多知波奈能美衣利乃佐刀爾父乎於伎豆道乃長。道波由伎加豆努加毛 (四三四一・駿河)

のような表記形式のものがあつたと推定することは許されよう。このような表記形式は、遠藤氏の(2)の表記形式に入れることができよう。しかして、東歌において、字訓で表記されている事例を掲げると次のようなものである。

上総 — 渚 3348 常陸 — 児呂 3351 駿河 — 緒 3358 相模

見・名・吾乎爾之 3362 見・名 (或本歌) 木能末 3363

実 3364 瀬 3366 目め 3367 湯 3368 児良 3372 武藏 — 吾 3377

津 3380 名 3374 野 3374 者 3382 目め 3383 下総 —

上総 — 汝 3382 葉 3382 者 3382 目め 3383 下総 —

児 3384 手 3385 常陸 — 汝 3396 見 3391 目め 3396 夜

代 3392 信濃 — 見 3398 道 3399 手 (手見) 3398

中? 3401 者 3399 井 3398 上野 — 見 3405 日 3402 田 3418

野 3403 3405 (或本歌) 3406 3412 3418 3420 葉 3412 日 3402 野 3422 3422 見

3407 3417 中次下 (不明) 下野 — 見 3424 野 3424 陸奥

挽歌 宿 3577	譬喻歌 莫 ^な 3575	防人歌 見 3569	女 目 ^め 3490 真 ^ま 3502	葉 3504 3461 3502 3467	3555 3556 3565	眠 ^ぬ 3505 宿 ^ひ 3562	3547 3530	門 ^と 3530	湍 ^せ 3551	3485 3494 3500 3504 3513 3519 3522 3525 3530 3532 3533 3537 3540 3555 3564	(芝付—地名) 3508	相聞—手(手見) 3485 3540	3441 3449	井 3439	雑歌—見 3440 3440 3442	上野—野 3434	3432 3433 3433	見 3427	女 ^め 3427	遠江—水 ^み 3429	江 ^え 3429	相模—木 ^き	
	緒 8575	手 ^て 3569	屋 ^や 3460	見 ^み 3470 3471 3485 3506 3508 3515 3516 3525 3519 3520 3530 3534 3537	哭 ^ね 3485	根 3498 3500 3508		道 ^ち 3477	名 ^な 3488	手 3459	而 ^り 3519 3525 3544 3550	来 ^き 3519	穂 ^ほ 3506		野 3438 3438	手 3439 3442	野 3438 3438						
		鳴 ^ね 3570	江 ^え 3547	葉 3570		宿 ^ね 3461 3487 3494 3494 3497 3509 3522 3525 3544 3550	汝 ^な 3494	而 ^り 3519 3525 3544 3550	木 ^こ 3467 3544 3548	瀨 ^せ 3505	戸 ^こ 3460 3460	戸 ^こ 3460 3460	見 3462 3473 3476 3477	御 ^み 3508	目 3502	芝 ^し 3502	見 3452						

注 これらの例においては、義訓の事例を示すにあるから、甲乙両類の音の区別ある音も、区別しなかった。

このように、漢字の訓が基本語彙に属する日常用語であり、字画も比較的簡単な漢字は、東歌の採集者をはじめから表記に用いた可能性が十分あることは、前記の巻二十の防人歌(四三四一)から容易に推測できよう。しかしながら、沢瀨久孝氏が例示された東歌(三五三〇)の「思鹿」「久草」の表記における「鹿」「草」は、音訓いずれを用いるにしても、語音を構成する一つの音を表記すると共に、語義を示唆し連想させる効果があることは、沢瀨氏がお述べになった通りで、筆者が意義連想の音仮名・訓仮名と名づけたものである。音仮名または訓仮名として用いられた漢字の義に基づいて、語の意義を拡充することが第一の目的であるが、更に語が具体的に内有する文学的情緒を表現することを意図したのもあって、単に日常用語の語彙の表記に漢字の訓が用いられる用法とは、趣を異にしているのである。川を「河泊」「河波」、恋を「孤悲」「胡(故)悲」、春を「芳流」、花を「芳奈」、梅を「烏(宇・于・牟)梅」、柳を「楊奈(奈)疑(宜)」、青柳を「安乎楊木」、垣つ柳を「可伎都楊疑」、馬を「宇馬」、君を「吉民」、さ牡鹿を「草乎思香」、富士を「不盡」、水を「水都」、宿りを「夜籽里」、苦しを「苦流思」、憂けくを「厭家久」、痛けく・辛けくをそれぞれ「伊多家苦」「都良家苦」、降るを「敷流」、帰るを「加反流」、かくしてやを「加苦思底也」、までを「萬代」、思ふ心を「念意緒」などと表記するのと同じで、意義連想の音仮名または訓仮名として用いられたものである。したがって、たとえば巻十四の「孤悲」「胡

悲」「楊奈疑」「宇馬」「物能」などは、仮名書の巻五・十五・十七・十八・十九・二十などの一つ以上の巻にかならず事例が見出されるのである。また巻十四には所謂変字法が表記に用いられ、仮名書の巻中最も多種多様な変字法が見える。その代表的なものと思われる「波伴」「波播」は巻十四に各二例がある。前者は巻十五に二例、後者は巻十九の家持の作に一例見えているが、他の巻には見られない。しかして、巻十四の東歌に見える、意義連想の音仮名・訓仮名・音訓仮名、更に変字法の中、音訓仮名を除いた他の三つの表記法中二つ乃至三つの表記法が、巻十四以外の巻五・十五・十七・十八・十九・二十に見られるが、事例数が最も多く見られるのは、巻十五・十七・十八・十九である。それも大伴家持が越中守となつて赴任した天平十八年（西暦七四六）閏八月以降、天平勝宝三年（西暦七五一）七月家持が少納言に任ぜられ京に帰るまでの越中守時代の歌で、万葉仮名で表記された歌である。つまり、越中守時代の家持及びその周辺の人びとの歌に最も多く現われているのである。巻二十は防人歌以外の歌でも万葉仮名で表記されて、少数の歌の語詞に正訓が用いられている歌があるに過ぎない。したがつて、巻二十はほぼ万葉仮名で表記された巻ではあるが、すでに早く巻五に見えるような「鳥（宇）梅」「河波」を除いては、意義連想の仮名はなく、変字法も下火であまり活潑に用いられていない。巻十九においても、すでにこのような傾向は明確に看取される。天平勝宝二年五月二十七日作の家持の長歌の「挽歌」（四二二四）中に見える「世の中の家久都良家苦」の「厭」と「苦」は一応、意義連想の音仮名と見ることができよう。「厭」を「ウ」と読ませているのは、訓

ではなくて、音によつたものであることはいうまでもない。この例以後には、巻十九に訓仮名「水奴麻」、前に掲げた巻二十の音仮名「宇梅」「鳥梅」「河波」「敷流」以外は、意義連想の仮名は巻二十の終りまで見られないようである。とはいえ、巻十九には、巻二十に比すると、変字法は相当活潑に用いられている。したがつて、巻十四を除くと、意義連想の音仮名・訓仮名・変字法は、天平十八年七月から天平勝宝三年七月に至る、五年間の家持の越中守時代における家持及びその周辺の人びとの表記法上における一つの好み乃至流行であつたと見られるのである。しかるに巻十五には、「河泊」「孤悲」「胡悲」「故悲」「安平楊疑」「草平思香」のような意義連想の音仮名や「伊波播伐」「波伴」「保等登芸浪」「保登等芸浪」「許己呂」「己許呂」「都追」「之留思」「之流思」などの変字法が巻十七・十八に劣らず用いられている。とすると、巻十五が、少なくとも、このような表記法の流行期である天平十八年から勝宝三年までの頃に、表記の上へ一度手が入られたことがあるのではあるまいか。巻十五の歌は、「遣新羅使人等」の歌の方は、天平八年六月から天平九年正月頃までの歌であり、「中臣朝臣宅守与狭野茅上娘子贈答歌」は天平十年頃の歌と推定されている。しかして、右に述べたような表記上の特徴を考えると、この二つの集録が一つに編集されて巻十五の一巻にまとめられたのは、越中守時代の大家持によつて、一応整理されたのではないかという臆測も許されるかと思う。更に次のような事を考慮に入れると、この臆測も必ずしも臆測とはいへなき性質を有している。しかるに、意義連想の音仮名・訓仮名及び

変字法は、すでに述べたように、卷十七以後の四卷の中でも家持の越中守時代がその頂点であるが、それも、帰京一年前の天平勝宝二年の春頃より自作の歌は多くは仮名交りの正訓で表記するようになって、表記法が変わり、卷二十の天平勝宝五年五月以後の歌は、再び仮名を主とした表記法に変わっているが、意義連想の音仮名・訓仮名及び変字法による表記は、卷十七・十八に比すると著しく減少して、却って同字法による表記法が優勢になっているのである。いうまでもなく、家持の歌は、その大部分は作歌の年月日が明らかであるので、家持の表記法や表記字面や用字の変遷を正確にたどることができる。家持の用字や表記法や表記字面は、年・月、更に日によって異なっているのである。したがって、意義連想の音仮名・訓仮名や変字法が、家持が五年間の越中守時代のはじめの三年半に際立って用いられていることは、この頃このような表記法に文学的表現の意味を感じ、心を引かれていたものと思われる。

卷十四はすでに述べたように、意義連想の音仮名・訓仮名及び変字法のほかに、この巻だけに見える意義連想の音訓仮名を用いて、一字一音の万葉仮名による表記法においては、質量共に他の仮名書の巻を圧した感がある。このような特殊の表記法を好んで用いた時期と人達についていえば、家持の越中守時代、すなわち天平十八年八月から天平勝宝三年七月までの五年間に、家持を中心とし、その血縁や周辺の人達によって愛用され、家持については、天平十八年八月から天平勝宝二年三月の頃まで最も多く用いられているということができる。

以上考察して来た事から考えると、天平十八年八月から天平勝

宝二年三月頃までの三年半の間、少なくとも天平勝宝三年七月までの家持の越中守時代の五年の間に、卷十四の東歌は、家持によって整理され、表記字面も家持の手が加わったことが考えられる。

左乎思鹿 3530・久草 3530の表記字面も、卷十四に見える安乎楊木 3546・

千等世 3474・河泊 3366 3373 3400 3413 孤悲 3505 などの一環として、更に、仮名

書の巻々に見える意義連想の音仮名・訓仮名及び変字法の一環として解釈すべきものと思われる。

万葉集二十巻は、部分的には家持以後の人の手が加わっていても、家持によって現存万葉集の形に編纂されたものと見て、大過はなかるう。殊に、卷十七・十八・十九・二十の四巻は、家持家集の色彩が濃く、家持が編纂したものと見ることができよう。そして、これらの四巻における、意義連想の音仮名・訓仮名・音訓仮名及び変字法・同字法等の表記法の使用状態と卷十四の使用状態とを比較することにより、卷十四は家持によって整理、編纂された形跡が明らかに見受けられる。卷十五についても卷十四と同様なことがいえる。したがって、卷十四の意義連想の音仮名・訓仮名・音訓仮名・変字法・同字法の表記法、及びこれらの仮名の表記字面も、卷十五・十七・十八・十九・二十の五巻のそれらと、更に卷五の、同様な事例も、それらの表記法の一環として位置づけ、解釈することが、妥当と思われる。すなわち、たとえば卷十四の「左乎思鹿」(三五三〇)は、卷十七の「念意緒」(三九五〇、家持)・卷十八「香久乃菓子」(四一一一、家持)・「香具波之」(四二二〇、家持)・卷十九「庭多豆水」(四二二二、家持)・「水奴麻」(四二六一、家持)等の意義連想の訓仮名的事

例と対照して、表記意識乃至表記の心的過程を考察すべきである。なお、これらの表記者がすべて家持であることも留意すべきである。とすれば、たとえば「思加」「志加」「之可」「志可」などとあったのを、意義連想の訓仮名の表記法を好んで、「思鹿」と更き改めたと見る方が、「鹿」とあったのを、「思鹿」と書き改めたと見るよりも、自然な見方であろう。「思鹿」と同じ短歌中に見える「久草」にしても、「孤悲」(巻十四・十五・十七・十八に見える)、「楊奈(志)疑(真)」(巻十四・五・十七・十八)、「安乎楊疑」(巻十五)、「物能」(巻十四・五・十七・十八)をはじめ、意義連想の音仮名の一事例として考察することができよう。とすれば、もとの表記字面の「草」にならずんたのではなく、意義連想の音仮名として「久草」の字面を選んだものと見られる。殊に、家持の弟の書持が、「芳流」(三九〇一)・「芳奈」(三九〇二)と一首の中で表記し、巻十五には「草乎思香」(三六七八)と「草」を「さ」の音仮名に用いていることは、意義連想の音仮名として用いられているのみならず、家持の越中守時代前後には、「さ」の音仮名として用いられていたと見られるのである。

更に、挿入した表によって、仮名書の巻、巻五・十四・十五・十七・十八・十九・二十の七巻における、意義連想の音仮名・訓仮名・音訓仮名の事例の分布及び語彙・表記字面を考察し、変字法・同字法についても同様の考察をして、これらの考察を全体として相関的に考察すれば、巻十四の「思鹿」「久草」等の表記字面は、もと「鹿」「草」と正訓で表記されていたのを「思鹿」「久草」に、家持などが整理し、書き改めたものではない

ことが、一層確実になってくる。いうまでもなく、巻十四は東人(あづまびと)の東歌であり、奈良時代の東国方言を言語資料としているところに、東歌を万葉集中に採り入れた意味の大半があると思う。したがって、多少の中央の都人士や東国でない地方の歌が介在し、大和地方の中央語によって東国方言が修飾された歌が相当あるにしても、東国方言の方言的要素を表記することに意を用いたことは、常識的に考えても疑えないことである。したがって、少なくとも方言的要素の部分は、音訓いづれを用いるにせよ、一字一音の仮名で表記したものとするのがすなおな見方であろう。とすれば、正訓・義訓を用いたとしても、せいぜい巻二十の防人歌中最も字訓を用いた

多知波_メ能_メ衣利乃_メ佐刀爾父乎_メ於_メ伎_メ道乃_メ長_メ道波由_メ伎_メ加_メ努_メ
加毛

の程度であり、それでも「由伎加_メ努_メ加毛」(ユキカテノカモ)のように、東国方言的音韻を表記するためには甲類の「ノ」を表記する「努」を用いている。

左_メ牡鹿乃_メ伏也_メ草_メ村雖不_メ所見_メ兒呂之_メ金門_メ從_メ往_メ久之_メ吉裳

のように、極端に字訓や漢文の句法によって表記したと想定することは、躊躇される。「金門從」「吉裳」は、それぞれ「よ」とも訓め「ゆ」とも訓めるし、「えし」とも訓め「よし」とも訓める。前に述べたことを考えると、このような表記法は、東歌の採録者にしても、整理し編纂した人にしても、恐らく採らなかつたと思う。したがって、表記に正訓・義訓をも用いたであろうが、方言的要素の部分は、原則的には、音訓いづれにせよ、一字一音の仮名で表記したものとと思われる。

また、すでに述べたように、東歌は卷二十の防人歌に比べて中央語化されているにせよ、はじめ漢字の正訓・義訓で記されていたものを、中央の都人士が東国方言に改めるといふ事は不可能に近く、常識的にも考えられない。筆者は、卷十四を整理し、もとの表記字面に手を加え、意義連想の音仮名・訓仮名・音訓仮名に書き改め、変字形・同字法を用いて書き改めたのは、仮名書の七卷の表記法に現われている証徴を相関的に考察することにより、恐らく大伴家持であると見て誤りないものと思う。と共に、繰り返し述べたように、卷十四が大体東国方言を言語資料として表現された東歌であり、東歌が中央の都人士の関心と興味を引いた大半の理由は、東人という特殊な地方人の歌であり、その言語に大和地方を中心とする中央語系の西部古代語と著しい方言的差異が認められていた事にあると思う。したがって、東歌の採録者でも、卷十四の編纂者でも、東国方言的要素を表記しないような表記法は原則的に避けたであろう。

(昭和三十五年十二月)

注

- (1) 「万葉集新釈」上卷四七頁。
- (2) 増田正氏「万葉集仮名書の卷々の使用仮名字母に就いて」『国語国文』第十卷八号四〇頁。
- (3) 拙稿『万葉作者「今城王」考』『国語国文』第二卷十号。
- (4) 遠藤嘉基氏「東歌防人歌仮名遣考」『国語国文』第二卷十号。
- (5) 筆者・龍田千秋・木畑貞清共同研究「大伴家持の修辭研